

行政通則法的観点からの AI 利活用調査研究会（第 9 回） 議事概要

- 1 日時：令和 8 年 2 月 5 日（木）10:00～11:35
- 2 場所：総務省（中央合同庁舎第 2 号館）10 階 1004 会議室及びオンライン
- 3 出席者：（構成員）
大屋座長、江間構成員、宍戸構成員、原田（久）構成員、
原田（大）構成員、山本構成員、横田構成員、吉永構成員
（総務省行政管理局）
平池行政管理局長、佐藤審議官、田上調査法制課長、岡崎法制管理室長

4 議事概要

（1）開会

- （2）議題（1）行政通則法 AI 利活用ガイドライン（仮称）の方向性について
事務局から、資料 1「行政通則法 AI 利活用ガイドライン（仮称）の方向性について」に基づき説明を行った。

（3）議題（2）意見交換

行政通則法 AI 利活用ガイドライン（仮称）の方向性について、意見交換を行った。構成員からは、以下のような意見があった。

【行政プロセスにおける論点（行政通則法的観点）の全体像イメージについて】

- ・ 「その 1：許認可等の申請」中の「訴訟対応」欄で示す訴訟の種類として、申請型の義務付け訴訟も盛り込むべき。また、「その 2：不利益処分」中の「訴訟対応」欄で示す訴訟の種類中「不作為の違法確認」は通常使われないことから、義務付け訴訟や差止訴訟を挙げるべき。
- ・ 「その 1：許認可等の申請」に関する検討に当たっては、処分の名宛人と行政機関の対一関係を念頭に置いているようだが、複数の申請者が競願関係にあって申請内容を比較衡量して許認可処分について判断するような場合、ある申請者に対する処分の内容が他の申請者にも影響することになる。複数の申請に対して一定の基準を設けて行う評価を AI に行わせる場合には、その審査基準のありようなど一対一の場合とは異なる論点があり得るのではないか。更に言えば、競願のようなわかりやすい事例に限らず、例えば補助金であれば必ず予算の上限の中での交付となるように、行政事務の多くは複数当事者間の平等な取扱いの観点を伴うものであって、本来的にはそのために審査基準が必要とされるのだから、その側面に十分に着目した検討が必要。
- ・ 「その 2：不利益処分」中の「端緒の把握」欄で示す種類のうち「個別法に基づく立入検査」及び「その他名宛人に係る情報収集」は、行政調査、すなわち行政が能動的に情報を収集する手続である点において「許認可等に係る届出」及び「処

分・行政指導の求め」とは異なるため、両者は切り分けて議論すべき。行政調査に関しては、その対象が名宛人であるか第三者であるかによっても論点が異なるところであるが、行政手続法でも個別法でも規律が乏しいもののAIの利活用も十分想定される領域であるので、検討の対象として明示すべき。

- ・ 行政調査に加え、例えば個別法に基づく四半期報告のように行政機関が大量の報告を受け付けてその内容をチェックする必要があるような行政事務では、AI活用のニーズが高く、特にルールベース型AIの活用可能性も高いと考えられる。さらには報告自体に例えばチャットボットAIを活用するなどすれば、報告をする者と報告を受ける行政との間の関係自体が変容し得るように考えられる。行政調査と同様に、行政処分を中心とする検討の外縁に残されている論点として示しておくべき。
- ・ 「その3：その他一般的な行政事務」中の「内部管理・マネジメント」は、「庶務手続」といったような表現の方が、「政策の企画立案」と対比した場合にリスクの低いものというニュアンスが的確に伝わるのではないか。また、例として「人事情報管理」が挙げられているが、例えば職員の評価や人事配置をAIに考えさせるような高度な活用ではなく、単に人事情報の管理等の庶務的な範囲の活用を想定しているのであれば、その趣旨が伝わるような表現とすべき。

【ユースケース分類の観点について】

- ・ ユースケース分類の観点や類型化にあたっての考慮要素に異論はないが、公的部門には国民の権利利益への直接の影響や国民の同意に基づかず収集した情報の存在といった特有の考慮すべき要素があるので、そうした考慮が欠落することのないよう留意すべき。

【類型化したユースケースに係る留意点のアプローチ方法について】

- ・ 類型化したユースケースに係る留意点のアプローチ方法（資料P7）の検討において、行政事件訴訟法において損害の程度に応じて救済手段が異なっていることを踏まえるとの記述があるが、取消訴訟においては損害の程度を考慮しないので、記述を見直すべき。
- ・ 業務が作用する対象に着目した分類のうち「政策の企画立案」について（資料P10）、確かに庶務的なものと比較した場合には慎重な対応が求められるとしても、下調べやいわゆる壁打ちなどであればAIの利活用が可能と考えられることから、そういった場面では積極的に活用すべき旨を盛り込むべき。
- ・ 機械学習型AIを活用する場合のブラックボックス化対策として、データマイニングにより発見したルールを適切に評価して確定した上で活用する可能性が述べられているが（資料P12）、このデータマイニングにより発見したルールそのものが実質的に処分の審査基準／処分基準に該当するような場合には、適切なタイミングで審査基準／処分基準に適切に反映させるルールの整備が必要。
- ・ 人間の処理能力を大きく超える高精度AI（資料P13）を活用する場合には、少しでも懸念があれば直ちに「問題あり」と判断するように、いわばAIを心配性にチュ

ーニングすることで、それでもなお AI が「問題なし」と判断したものについてはリスクが低下するため、人間が再度チェックする必要がなくなり、有効な活用が可能になるのではないか。

【本ガイドラインに盛り込むべき総論的内容について】

- ・ 地方公共団体との関係（資料 P15）について、ソフトローとしてのガイドラインの性質からすれば、法令の規定から導かれる事項について「適用がある」、その他の事項について「参照されることが望ましい」と区別する必要はないのではないか。

【その他、全体に関わる事項等】

- ・ 行政においてある AI の活用が標準的になった場合、その AI を活用することによって得られる高度な行政活動の水準が標準のものとして求められるようになり、それに伴って行政に求められる注意義務も高度のものにならざるを得ない（その対応のため AI を利活用）という状況が発生すると考えるべきであり、その趣旨は一般論としてガイドラインで言及すべき。
- ・ ガイドラインは、行政法の専門家ではない一般の行政職員にとって判断の参考に資するものとなるよう落とし込むとともに、各機関の現場での検討・取組との接合を意識すべき。
- ・ ある一連の行政プロセスに複数の行政機関が関与する場合、それぞれがバラバラに AI を活用してしまうと結果として不合理な事態が生じることも考えられるから、行政プロセスにおける AI 利活用の全体像を国民（被処分者）の目線に立ってチェックする視点が盛り込まれるべき。
- ・ AI が自らの判断で申請等を受理し形式的不備の有無を確認するような活用が行われた場合、どのタイミングをもって受理したとするのかの考え方が変わる可能性がある。行政手続法第 7 条に関する議論があってもよいのではないか。
- ・ 情報公開法は紙媒体による行政運営を前提とした制度設計になっており、AI 利活用により生成・取得されるデータの扱いを考える必要があるが、アルゴリズムの生成過程等に係る説明文書のようなものは行政文書に該当する可能性があるのではないか。一方で、例えば機械学習型 AI のモデルのように人間の言語で表現できない内容を開示させることに意味はないとも考えられる。

この点に関し、電磁的記録の行政文書該当性に係る答申において「通常の設備、技術等によりその情報内容を一般人の知覚により認識可能なものに限られる」と述べられているが、AI 利活用が相当進展した今日において同記述が一般的に適用できるかどうかは議論があるところであり、データの管理・利用の状況等に照らして個別具体的に判断を行うことが必要である。

（４）閉会

事務局から、次回日程等の案内を行った。

以上